

セキュアWebゲートウェイサービス利用規約

令和5年7月25日

株式会社 ティーガイア

目次

第1章 総則	2
第1条 (利用規約の適用)	2
第2条 (用語の定義)	2
第3条 (サービスの種別)	2
第4条 (サービスの提供区域)	2
第5条 (サービスの提供条件)	2
第2章 契約	3
第6条 (契約の単位)	3
第7条 (最低利用期間)	3
第8条 (契約申込)	3
第9条 (契約の成立)	3
第3章 料金等	3
第10条 (料金)	3
第11条 (料金等の計算方法)	3
第12条 (契約者が行う利用契約の解除)	3
第4章 損害賠償	3
第13条 (責任の制限)	3
付則	4
別紙1 サービスメニュー	5
別紙2 料金表	6
別紙3 関連規定	7

第 1 章 総則

第 1 条 (利用規約の適用)

株式会社ティーガイア(以下「当社」といいます。)は、セキュア Web ゲートウェイ利用規約(以下「本サービス規約」といいます。)を定め、セキュアアクセスゲートウェイ共通利用規約(以下「共通規約」といいます。)および本サービス規約(以下併せて「利用規約」といいます。)に基づきセキュア Web ゲートウェイ(以下「本サービス」といいます。)を提供します。なお、本サービス規約で利用する用語は、特に定めのない限り、共通規約と同じとします。

2 本サービスの利用には、本規約に加え、シスコシステムズ合同会社(以下「シスコ社」といいます。)が定める別紙 3(関連規定)に記載の関連規定(以下「シスコ規定」といいます。)が適用されます。なお、シスコ規定に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。

3 利用規約に定める当社の権利は、シスコ社またはその代理人も行使することができるものとします。

4 契約者は利用規約およびシスコ規定を遵守して、本サービスを利用するものとします。

5 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

第 2 条 (用語の定義)

利用規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Cisco Umbrella	シスコ社が「Cisco Umbrella」の名称で提供するセキュアインターネットゲートウェイサービス等の総称 これらは他社サービスに該当し、シスコ社は提供事業者には該当しません。
ライセンス	契約者の請求に応じて当社が付与する Cisco Umbrella の提供を受けるための使用権。
ユーザ	Cisco Umbrella のセキュリティポリシーが適用される PC 端末等の利用者。 ※本サービスの課金単位となります。
管理者	Cisco Umbrella を操作する Web サイトの ID/PASS を管理すると共に、ユーザに適用されるセキュリティポリシーの設定変更を依頼する担当者。
NTTPCコミュニケーションズ	当社はNTTPCコミュニケーションズ株式会社より再卸提供を受け、本サービスをお客様に提供しております。

第 3 条 (サービスの種別)

当社は、本サービスにおいて提供するサービスは次のとおりとし、詳細は、別紙 1(サービスメニュー)に定めるものとします。

(1)セキュア Web ゲートウェイのライセンス(以下「本ライセンス」といいます。)

(2)本サービスに関する運用保守

2 本サービスの詳細は、別途当社が Web サイトに定める内容または提示する提供仕様書等(以下「サービス仕様」といいます。)によるものとします。

第 4 条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2 Cisco Umbrella の提供区域は、シスコ規定に定める範囲とします。

3 オプションサービスの提供区域は、特に定めのない限り日本国内とします。

4 本サービスにおける責任分界点は、サービス仕様に定めるとおりとします。

第 5 条 (サービスの提供条件)

本サービスは、別途当社の定めるサービス(以下「通信サービス」といいます。)に付随して提供します。ただし、当社が認めた場合には、本サービス単独での提供も行うことができるものとします。通信サービスの利用規約及び関連する特約等の契約条件も適用されるものとします。

2 本サービスにおける基本的な技術事項はサービス仕様に定めるとおりとします。

3 Cisco Umbrella のサービス提供はシスコ社が定めるシスコ規定に基づいて行います。なお、本サービスに関して、シスコ社、シスコ社の関連会社及びサプライヤーは責任を負わないものとします。また、契約者は、自らに課せられた義務をシスコ社に負わせることはできないものとします。

4 Cisco Umbrella に関する利用設定、管理に関する作業は、契約者の負担と責任で行うものとし、当社は本サービス又はその他契約に基づいて行った場合を除き、責任を負わないものとします。

第2章 契約

第6条 (契約の単位)

- 本サービスは、一つの契約者ID毎に一つの本サービスの提供に関する契約(以下「利用契約」といいます)を締結するものとします。
- 2 契約者は1つの利用契約でCisco Umbrellaの機能が適用される端末を使用する利用者(以下「ユーザ」といいます)の人数分のライセンスを申し込むものとします。なお、1人が複数端末を利用する場合でも、1人分のユーザライセンスとしてカウントします。
 - 3 一つの利用契約における最低ユーザ数は、10ユーザとします。

第7条 (最低利用期間)

- 本サービスの最低利用期間は、別紙1(サービスメニュー)のサービス毎の提供条件に定めるとおりとします。
- 2 当社はキャンペーン等により第1項の定めとは別に最低利用期間を定めることができるものとします。キャンペーン等での特典適用の場合の最低利用期間は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。
 - 3 前項で定める最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

第8条 (契約申込)

利用契約の申込(以下「利用申込」といいます。)をしようとする者(以下「申込者」といいます。)は、利用規約、サービス仕様およびシスコ規定を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法により申込むものとします。

第9条 (契約の成立)

- 当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。なお、契約名義は通信サービス契約と同一となります。
- 2 利用契約成立後に、契約者へCisco Umbrellaで利用する管理者アカウント及びパスワードを通知します。

第3章 料金等

第10条 (料金)

- 本サービスの料金及び利用契約上の手続きに関する手数料(以下併せて「料金等」といいます。)は、別紙2(料金表)のとおりとします。
- 2 シスコ社により、Cisco Umbrellaに関する料金が改定された場合には、当社は契約者に通知することにより、その変更額と同等の範囲での料金等を変更することができるものとします。
 - 3 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第11条 (料金等の計算方法)

料金等の計算は、毎月、暦月に従って計算する料金の額とし、計算方法は、別紙1(サービスメニュー)のサービス毎の提供条件に記載のとおりとします。

第12条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の10営業日前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとします。この場合に、通知があった日から当該通知で解除日とされた日までの期間が10営業日未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から10営業日を解除日とします。

第4章 損害賠償

第13条 (責任の制限)

- 当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。
- 2 本サービスに関連して当社が機器・ソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとします。なお、特段の提示がない場合には、当該機器・ソフトウェア等を原因として本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。
 - 3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 前 2 項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

7 本条の規定にかかわらず、NTTPCコミュニケーションズ社が当社に損害を賠償した場合には、当社はNTTPCコミュニケーションズ社から賠償された範囲において契約者に対して賠償します。

付則

この利用規約は 令和 5 年 7 月 25 日から実施します。

別紙1 サービスメニュー

1. サービス項目

サービス種別	項目	備考
基本サービス	シスコ社が提供する Cisco Umbrella のライセンスの提供	・ ユーザ単位での提供 ・ 提供条件は別項
	Cisco Umbrella 利用に関するテクニカルサポートの提供	・ 総合問合せ窓口の提供 ・ 土・日・祝日及び年末年始などの当社指定休日を除く平日の 10:30～16:30 ・ 問い合わせ用チケットシステムから申告いただき回答します

2. 提供条件

(1) 最低利用期間

- ・ ユーザ毎に利用開始日から 1 か月。

(2) サービス内容等の変更

- ・ 利用ユーザ数の追加は随時 1 ユーザ単位で可能です。

(3) 料金等の計算方法

- ・ 利用開始日を課金起算日とします。
- ・ 本サービスの料金は、月末時点でのユーザ数で計算します。
- ・ 利用開始日の月の利用料金は無料です。利用料金が無料になるのは、利用契約を締結する際に申込まれたユーザ(以下「新規ユーザ」といいます。)又は利用契約締結後に新たに追加したユーザ(以下「新規追加ユーザ」といいます。)のみとなります。ただし、利用開始日が1日の場合、利用料金は無料となりません。また、利用契約を利用開始日の月に解除した場合又は新規追加ユーザを利用開始日の月に削除した場合は、利用料金が無料となりません。
- ・ 月の途中で利用契約を解除等何らかの理由で契約が終了した場合であっても、日割り計算は行わず、1ヵ月分の料金を請求します。

(4) 提供仕様

- ・ Cisco Umbrella のサービス仕様は、シスコ規定、シスコ社の Web サイト等の公開情報に準じます。ただし、一部サービスは、当社の提供サービス外のものが含まれます。

別紙2 料金表

1. 基本サービス

品目	課金単位	料金
セキュアWeb ゲートウェイ	1 ユーザあたり ※1	月額 800 円 (税込 880 円)

※1…10 ユーザ以上からの提供となります。

別紙 3 関連規定

シスコ社の関連規定は以下の通りです。規定はシスコ社が更新する場合があります。

(1) Cisco Umbrella に関連する規定

• Cisco_umbrella Offer Description

https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/OfferDescriptions/cisco_umbrella_offer_description.pdf

https://www.cisco.com/c/dam/global/ja_jp/about/doing-business/legal/OfferDescriptions/cisco_umbrella_offer_description.pdf

※参考和訳(URL)

• End User License Agreement

https://www.cisco.com/c/en/us/about/legal/cloud-and-software/end_user_license_agreement.html

https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/eula/eula-japanese.pdf

※参考和訳(URL)

(2) プライバシーに関する規定

• Cisco Online Privacy Statement

https://www.cisco.com/c/ja_jp/about/legal/privacy-full.html